

消費者支援ネット  
**ニュースレター**

〒400-0834  
甲府市落合町 59-2  
電話 055-243-2443  
FAX 055-241-0597  
Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

## 第2回総会報告



### 第2回総会が無事、終了いたしました！

\*日 時：2016年5月21日土曜日 13:30~14:10

\*会 場：「ぴゅあ総合」中研修室 甲府市 朝気 1-2-2

#### \*清水 毅 理事長あいさつ（概要）

お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。活動等の詳しい報告は、議案提案の中で行ないませんが、正式に法人として活動を開始した初年度は、半年間程度の活動期間となりましたが、今後の活動の基礎を作りながら一定の活動の推進ができたと思います。本日のご審議及び今後のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 1. 議長及び議事録署名人2名の選任。

- ・議長には、弁護士の小宮山新吾さんを選出しました。
- ・議事録署名人には、小沢浩二さん、伏見孝文さんを議長が指名し、承認いただきました。



#### 2. 議事について。提案は花輪副理事長が行ない、個別に審議・採択しました。

- ・参加状況：実出席31人、書面出席31人、委任状出席3人。合計65人の出席で定款

24条の3分の1以上の定足数を満たし、総会の成立を確認しました。

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| (1) 第1号議案：2015年度事業報告承認の件  | 反対0、満場一致で採択 |
| (2) 第2号議案：2015年度活動計算書承認の件 | 反対0、満場一致で採択 |
| (3) 第3号議案：2016年度事業計画承認の件  | 反対0、満場一致で採択 |
| (4) 第4号議案：2016年度活動予算承認の件  | 反対0、満場一致で採択 |

#### ・<主なご意見から>第3号議案に対するご意見について。

Q：一般消費者からの消費者被害の収集・調査・分析（事例持ち寄り等）とあるが、各人の立場で問題や制約があるので「持ち寄り」は難しいのではないかと？

A：方針としては積極的に進めますが個人情報保護等の関係で単純には扱えません。相談した方が直接、事案を提供して頂くなどの方法で速やかに対応できるように進めます。また、不当表示（例えば、クロレラのように）で、まだ被害が出ていなくても、チラシ等を持ち寄ることで必要な検討が可能になります。

### 3. 総会参加者による「意見交換会」を開催！

事例を共有し理解を深めること、対応を考えることをテーマに予定の1時間を超過するなど、活発な意見交換会となりました。

正会員の専門家による「アドバイスや指摘」などもあり、大変役に立つ意見交換会でした。

#### ◆主な意見概要 共有化した意見の紹介



#### 【1】：スポーツクラブを仕事などの都合で一時的

休む場合、「月額会費を払い続けるか、退会し再開時には再度入会金を払わなければならない」ことは大変疑問？「半年程度の短期休みは、特に手続き無く継続できる！」くらいが妥当ではないかと思うが・・・。

・疑問部分についてはHP等で明記されているなど事前に本人も承知していることになるので、一時休みの特例には難しいかも。むしろ、ユーザー要望としてスポーツクラブに申し入れたらどうか。

【2】：高齢者が、戸外で「親戚の人間だが、お金を忘れて来てしまったのでお金を貸して欲しい」と声を掛けられ、数万円をあげてしまった。→意見交換の視点として、誰もが高齢になることを前提に、どう対応したらよいかを出し合う意見交換とした。

・家族、周囲の人が普段から気を付けることが重要。「地域包括支援センター」を周知する必要がある。  
・別の事例で、金銭的被害にあった高齢者が、自分以外に被害が出ないように周囲に声をかけたところ、逆に冷たい視線にさらされた（被害に合う方が悪いという視線）。こうした事例が他にも結構あり被害者がさらに落ち込むという事例もあることから社会的な措置が必要ではないかという指摘が多かった。

【3】：IT通販でブランド鞆を申し込んだ。入金を先にとという連絡があり、危ないと思ったので中止した。

・今は余り警戒せずネット通販する人が多いためトラブルも多い。事前に安全な事業者かどうか確認必要。  
・「通販110番」のHPに「通販の賢い利用法」が紹介されているので、注文する前に参照すると良い。  
住まいの行政にある「消費生活相談窓口」に相談すること、情報提供することも必要。

【4】：不在時に夫（80歳前半）が冠婚葬祭業者と契約してしまった。その後同じ業者から次々と別の契約勧誘の電話が来るようになり困っている。最初の契約内容を見てのことだがプライバシー侵害ではないか。

・同じ会社の関係者が最初の契約を見て別の契約について電話してきた場合は、社内での情報の共有なのでプライバシーの侵害にはならないと思う。むしろ、電話での勧誘をキッパリ断ることで、次の電話勧誘からは「押し売り」ということになり、行政や専門家等への相談などの対応が可能になる。

#### ◆ どなたでも会員になれます！ 一緒に活動しませんか。

\*2015年7月法人登記

消費者被害の防止や救済のために不当契約・表示等について事業者にも申し入れを行ないます。県内の弁護士・司法書士・消費生活専門相談員（計30名余）、学識経験者、生協や一般消費者（団体）など合計80の個人・団体が加入しています。消費者被害を防止し、救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

\*なお詳細は、HP「やまなし消費者支援ネット（この名称で検索可能）」をご覧ください。

【正会員】：年会費 1口 2,000円 団体5,000円

【賛助会員】：年会費 1口 1,000円 団体3,000円 財政的な支援をお願いいたします。

【連絡先】：消費者支援ネット事務局 055-243-2443 FAX055-241-0597

お名前、書類送り先住所等を連絡下さい。 加入に必要な申込書や資料等を郵送いたします。

※日常生活で目にする、CMやチラシ、電話・メール等の勧誘情報で、「？」と思う情報をお寄せ下さい。